

市民参加に関する他市の参考条文	条例に盛り込む要素（事務局案）	
<p>【宗像市】 （市民参加の対象） 第7条 市民参画の対象となる事項(以下「対象事項」という。)は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2) 市の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃に関する案の策定 (3) 市民等に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃に関する案の策定(市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。)、分担金、使用料、加入金、手数料その他これに類するもの及び利用料金に関するものを除く。) (4) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (5) 市民等の公共の用に供される施設のうち規則で定める大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、対象事項としないことができる。 (1) 定型的又は経常的に行うもの (2) 軽易なもの (3) 緊急に行わなければならないもの (4) 実施機関内部の事務処理に関するもの (5) 法令の規定により実施の基準が定められているもの (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画の手続を実施しなくても第1条の目的を達することができるものと認められるもの （市民参画の方法） 第8条 実施機関は、それぞれの対象事項にふさわしい効果的な方法として、次に掲げる市民参画の手続(以下「市民参画手続」という。)のうち1つ以上を実施しなければならない。 (1) 附属機関等の設置 (2) 市民意見提出手続 (3) 市民説明会 (4) 市民ワークショップ</p> <p>【山口市】 （市政への参画） 第17条 市民は、市の総合計画その他の基本的な計画の立案から実施及び評価に至る過程において参画することができる。 2 市は、市民が市政に参画する権利を保障するため、参画機会の確保に努めなければならない。 3 市は、市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない。 （パブリック・コメント） 第18条 市は、市の総合計画その他の基本的な計画を策定するときは、パブリック・コメント(市が基本的な計画の策定に当たり、事前に案を公表し、市民の意見等を求める手続をいう。)を実施するものとする。 2 市は、前項の規定により提出された意見等に対する市の考え方を公表しなければならない。</p>	<p>【埼玉県加須市】 （市政への市民参加の方法） 第20条 市は、市の基本的な計画又は重要な政策などを策定する場合は、次に掲げる事項により、効果的な市民参加の実現に努めるものとします。 (1) 説明会 特定の計画又は政策に関し、関係する市民等に対し、趣旨、内容その他必要な情報を直接説明し、理解促進を図るとともに、これに対する意見を求める方法 (2) アンケート調査 特定の計画又は政策に関し、市民等に対し、書面によって趣旨、内容その他必要な情報を説明し、これに対する意見を求める方法 (3) パブリックコメント 特定の計画又は政策に関し、市民等に対し、趣旨、内容その他必要な情報を事前に公表し、これに対する意見を求める方法 (4) ワークショップ 特定の計画又は政策に関し、市民等によるまちづくりに関する討議の場を整え、それぞれの経験や知識、立場等に基づいた意見や提案を出し合い、これを整理することによって、市民提言を取りまとめる方法 (5) 公聴会 特定の計画又は政策に関し、関係する市民等に対し、意見聴取の理由、期日及び場所を公表し、これに対する意見を求める方法 (6) 審議会 特定の計画又は政策に関する市の諮問機関を設置し、専門的知識を持つ委員により、答申を取りまとめる方法 (7) その他市長が必要と認める方法</p> <p>【所沢市】 （参加の推進） 第18条 市は、市民等の市政への参加を推進するために、参加の方法について整備を図るほか、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。 2 市は、重要な政策及び計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等と地域課題及び情報を共有し、市民等の参加に努めなければなりません。 3 市民等、市は、子どもが市政に参加できるよう、工夫し、配慮しなければなりません。 4 参加に関し必要な事項は、別に条例で定めます。 （参加の方法） 第19条 参加の方法は、次のとおりとします。 (1) 市民等の意見提出 ア 市民等は、市政運営に関する自らの意見、提案等を、市に提出することができます。 イ 市は、市民等の意見、提案等に対して誠実に回答するものとします。 (2) 市民等の意見聴取 ア 市は、重要な施策等の策定又は改廃に当たっては、意見の反映が可能な段階で内容等を公表して、意見提案手続、公聴会等により、市民等の意見を聴取し、市政に反映するよう努めるものとします。 イ 市は、市民等から聴取した意見に対して誠実に回答し、その内容を公表するよう努めるものとします。 (3) 審議会等への参加 市は、審議会等の委員を選任する場合には、可能な限り市民から公募するものとします。ただし、市民から公募しない場合には、その理由を明らかにしなければなりません。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認める場合</p>	<p>○ 市民は、市の基本的な計画又は重要な政策などの立案から実施、評価に至る過程において参画することができる。</p> <p>○ 市は、市民の意見がまちづくりに反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参加制度を整備しなければならない。</p> <p>○ 市は、市の基本的な計画又は重要な政策の策定を行う場合は、パブリックコメント（市の施策に関する基本的な計画、方針、条例等（以下「計画等」という。）の策定又は改廃に当たり、当該計画等の案の趣旨、内容その他の事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。）を実施するものとする。</p> <p>○ 市は、前項の規定により提出された意見に対する市の考え方を原則として公表しなければならない。</p> <p>○ 市は、基本的な計画又は重要な政策を策定するときは、パブリックコメントのほか、次に掲げる事項のうち一以上を実施するものとする。 (1) 説明会 (2) アンケート調査 (3) ワークショップ (4) 意見交換会 (5) 審議会等 (6) 市民提案制度 (7) その他市長が必要と認めること</p>

市民参加の手法の分析結果

1班

手法	参加しやすさ	意見収集	費用	意見反映	手間	時間
質問調査	○	○	×	△	×	×
説明会	◎	○	○	×	○	○
ワーク	○	◎	○	◎	○	○
パブコメ	×	×	◎	×	△	△
審議会	△+×	△	△	○	○	○
公聴会	?	?	?	?	?	?
住民投票	?	?	?	?	?	?

2班

手法	参加しやすさ	意見収集	費用	意見反映	手間	時間
質問調査	○	○	△	○	×	×
説明会	◎	△	◎	△	◎	◎
ワーク	○	◎	○	◎	△	△
パブコメ?	?△	?△	?	?	?	?
審議会	×	×	△	◎		
公聴会?	○					
住民投票						

3班

手法	参加しやすさ	意見収集	費用	意見反映	手間	時間
質問調査	◎	○~△	×	?	×	×
説明会	○	×	◎	×	○	○
ワーク	△	◎	×	◎	×	×
パブコメ	△	○	○	○	○	△
審議会	×	×	△	◎	×	×
公聴会	×	△	○	○	○	○
住民投票						

4班

手法	参加しやすさ	意見収集	費用	意見反映	手間	時間
質問調査	○	○	○	△	○	○
説明会	○	○	○	△	○	○
ワーク	△	○	○	○	△	△×
パブコメ	△	△	○	△	△	△×
審議会	×	○	△	◎	×	×
公聴会	○	○	○	△	○	○
住民投票	○	○	×	○?	○	○